

施工体制に関する事項について

1 施工体制台帳等の提出等

- (1) 建設業法第24条の8第1項に該当する工事の受注者は、工事着手までに同項及び建設業法施行規則第14条の2、4及び6に掲げる事項を記載した施工体制台帳等を作成後、その写しを監督員に提出するものとする。この当該施工体制台帳等を提出するにあたっては、次の事項を記載又は添付する。また、記載事項に変更が生じた場合は、その都度、監督員に提出するものとする。
 - イ 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
 - ロ 監理技術者、主任技術者（下請負を含む）、及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真
 - ハ 1次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期
 - ニ 提出様式は「施工体制台帳様式例」を参考とする。
- (2) 施工体制台帳に添付する請負契約書については、受注者が当事者となった下請負契約以外の下請契約（2次以下の下請契約）についても、請負代金の額が明示されたものとする。
- (3) 建設業法に基づく再下請通知書が下請負人から提出された場合、当該再下請負通知書に、下請契約の請負代金の額が明示された請負契約書を添付させるものとする。
- (4) 受注者は、工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を監督員に求められた場合は、速やかに、これに応じるものとする。
- (5) 受注者は、建設業法に基づく施工体系図を作成した場合は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するものとする。

2 社会保険等未加入建設業者について

(1) 社会保険等未加入建設業者の排除

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結する場合において、次の各号に掲げるいずれかの届出の義務があり当該義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいう。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を、下請契約（二次以下の下請契約を含む。）の相手方としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(2) 特例措置

イ 上記(1)にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合において、特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。なお、その際、受注者は当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情を記載した書面（以下、「特別事情申請書」という。）を速やかに発注者の求めに応じて提出しなければならない。なお、二次下請負契約以下の下請負人にあつては、特別事情申請書に代えて、当該下請負人に社会保険等に参加することを指導するように書面で通知した日から発注者の指定する期間内に未加入の社会保険等につき届出をした事実を確認できる書類の提出とすることができる。

ロ イの場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

(3) 罰則

受注者が、上記(1)及び(2)イに違反している場合、又は、上記(2)イに定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず受注者が上記(2)ロに定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、次の各号に掲げる違約罰を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人が社会保険等未加入建設業者であった場合、受注者が当該社会保険等未加入業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人（二次以下の下請負人）が社会保険等未加入建設業者であった場合、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(4) 通報

施工体制台帳を通じて、受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結している事実を確認した場合、発注者は国土交通省建設業担当部局に当該社会保険等未加入建設業者の商号又は名称、許可番号及び住所を通報する。（二次以下の下請契約を含む。）

(5) 工事成績評定

上記(3)及び(4)に加え、受注者に対して指名停止措置及び工事成績評定点の減点を行うものとする。

以 上